

平成29年度 第1回安芸高田市いじめ問題対策委員会 会議録

開催日時：平成29年7月21日（金）午後2時～3時30分

開催場所：市民文化センター（クリスタルアージュ）4階 研修室402

委員等の出席状況

委員等の出席状況	
出席委員	(敬称略) 坪田 雄二 公立大学法人県立広島大学 教授 重本 久美榮 臨床心理士 船津 義隆 安芸高田市PTA連合会 会長 高藤 誠 安芸高田市総務部総務課 課長 神田 正広 安芸高田市危機管理課 課長 八島 芳樹 安芸高田市市民部人権多文化共生推進課 課長 佐々木 幸浩 安芸高田市福祉保健部社会福祉課 課長 村田 栄二 安芸高田市福祉保健部子育て支援課 課長 荒田 優子 安芸高田市立小中学校教頭会 会長 米丸 康司 安芸高田市立小中学校教頭会 副会長 中井 純子 安芸高田市適応指導教室 所長 松原 美和子 安芸高田市家庭教育支援員
出席した 事務局職員	永井 初男 安芸高田市教育委員会 教育長（開会あいさつ後に退席） 児玉 晃 安芸高田市教育委員会事務局 学校教育課 課長 本田 光洋 安芸高田市教育委員会事務局 学校教育課学校教育指導係 指導主事
傍聴者	なし

会議日程及び配布資料

○委嘱状の交付

○開会

1. 教育長あいさつ
2. 委員、事務局職員自己紹介
3. 委員長、副委員長の選任
4. 委員長あいさつ

○日程第1 事務局諸連絡等

1. 配布資料について

○日程第2 報告

1. 平成28年度のいじめ問題等の状況について
2. 「STOP9」の取組について
3. 「特別の教科 道徳」について
4. 「いじめ防止等のための基本的な指針」の改定について
5. 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」について

○日程第3 協議（非公開）

1. 平成29年3月以降のいじめ事案について（平成29年3月～7月）

○日程第4 その他

○閉会

1. 副委員長あいさつ

—配布資料—

- ・「平成29年度安芸高田市いじめ問題対策委員会委員名簿」（資料1）
- ・「平成28年度安芸高田市内小中学校における生徒指導上の諸問題について」（資料2）
- ・「道徳の質的転換によるいじめの防止に向けて①～③」（資料3）
- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」（資料4）
- ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（資料5）
- ・「STOP9啓発チラシ」
- ・「平成29年3月以降のいじめ事案について」に関する資料（会議終了後回収）

会 議 概 要

○委嘱状の交付

(開会に先立ち、教育長から委員代表に委嘱状を手交した。)

○教育長あいさつ

皆様、改めまして、こんにちは。

本日は、今年度第1回目の安芸高田市いじめ問題対策委員会のご案内をさせていただいたところ、委員の皆様方公私ともにご多忙の中をご出席いただき、厚く感謝とお礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

この対策委員会も平成26年度に初めて開催して以来、早いもので4年目を迎えました。この間、委員長を務めていただいております坪田先生をはじめ、委員の皆様方には、本委員会の運営にご理解とご協力をいただき、また、会議におきましては、それぞれのお立場で貴重なご意見をいただき、重ねてお礼を申し上げます。

さて、後ほど事務局担当者から詳しく説明があろうかと思いますが、この3月に文部科学省の「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定されました。平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が成立して以来3年が経過したわけですが、この間、いじめの問題に学校や教育委員会が対処する中で、様々な課題が見えてきております。こうした課題に対応するための国の方針改定でございますが、本市におきましても、この国の方針改定を踏まえ、現在策定しております「安芸高田市いじめ防止基本方針」の見直しを今後検討してまいりたいと考えております。

幸いにも本市におきましては、これまで、いわゆる「重大事態」は生起しておりませんが、全国的には、児童生徒がいじめによって自ら命を絶つという事案が毎年生起をしている実態がございます。いじめの未然防止、早期発見・早期解消に努める一方で、「本市においても重大事態がいつ生起するかもしれない」という緊張感を引き続き持ちながら、今後も取組を進めてまいりたいと考えております。

本日は何件かの報告をはじめ、前回の対策委員会以降に生起しましたいじめ事案についてご意見をいただきます。委員の皆様には、これまで同様、ご協力をいただきますようお願いを申しあげ、開会の挨拶といたします。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(この後、退席)

○委員、事務局自己紹介

(委員、事務局職員がそれぞれ自己紹介をした。)

○委員長、副委員長の選任

(事務局から、委員長に坪田雄二氏、副委員長に中井純子氏を提案し、了承された。)

○委員長あいさつ

ただいま委員長に就任いたしました坪田です。よろしくお願いいたします。もう4年目になりますけれども、「いじめ」という問題に限らず、社会で起きている様々な出来事は、多面的な見方をしていくことが大切なのだろうと思います。ここにお集まりの皆様方、それぞれの立場からの自由な、忌憚のない意見を期待しております。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここからは、坪田委員長に会議の議長となっただき、進行をお願いしたいと思います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
委員長	<p>それでは、資料にありますようにレジメに添って会議を進めていきます。</p> <p>日程第1「事務局諸連絡等」(1)「配布資料等について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	(配布資料の確認をした。)
委員長	それでは、日程第2「報告」に移ります。(1)「平成28年度はいじめ問題等の状況について」事務局から報告をお願いします。
事務局	「平成28年度はいじめ問題等の状況について」報告いたします。「資料2」をご覧ください。

	<p>まず、暴力行為についてです。平成 28 年度は、暴力行為は小学校で 9 件、中学校で 5 件生起しました。前年度と比較すると、小学校は 5 件の増加、中学校は 7 件の減少です。</p> <p>態様は対教師暴力が 3 件、児童生徒間暴力が 8 件、器物損壊 3 件です。それぞれ 4 校の小学校、2 校の中学校で生起しました。</p> <p>小学校で増加していますが、特定の児童による繰り返しがあり、1 名が 2 件、別の 1 名が 3 件行っております。中学校は減少していますが、1 名が 4 件の暴力行為を行いました。なお、小学校も中学校も前年度繰り返し行った児童生徒とは別の児童生徒によるものです。</p> <p>それぞれの事案につきましては、警察や児童相談所、行政各課と連携しながら対応してまいりました。本年度現時点までは、小学校 7 件、中学校 5 件で増加傾向が見られます。</p> <p>今年度の取組の視点は、昨年度に引き続き、生徒指導規程に基づく毅然とした指導の徹底と児童生徒理解による未然防止の取組の実施です。未然防止の取組の中で、特に、教育相談体制の確立、授業改善、積極的な生徒指導といった所に力を入れて参りたいと思っています。</p> <p>次に、「いじめ」の認知件数です。</p> <p>「いじめ」の認知件数は、平成 28 年度は、小学校 15 件、中学校 3 件合計 18 件でした。前年度と比較すると、小学校 5 件の増加、中学校は 5 件の減少です。「いじめ」の態様については、複数ありますので認知件数とは一致しませんが、「冷やかし・からかい・悪口」が 15 件、「仲間はずし・無視」が 2 件、「軽くぶつかる・叩く・蹴る」が 3 件、「いやなこと・恥ずかしいことをさせる」が 2 件です。重大事態としての「いじめ」は、平成 28 年度も生起しておりません。</p> <p>「いじめ」を把握できた要因としましては、本人や保護者からの訴えが 10 件、他の児童生徒からの情報によるものが 2 件、教職員等の発見が 4 件、「いじめ」のアンケートによるものが 2 件です。</p> <p>認知した「いじめ」については、いずれの場合も、学校の教職員が組織的に対応し、児童・生徒に個別の聞き取りをしながら、また、保護者と連携をしながら加害者側の児童・生徒や保護者からの謝罪等を含めた対応を継続的にしていく中で、解決に至ったものもあり、その過程であるものもあります。</p> <p>本年度は現時点で、小学校が 3 件、中学校が 1 件の「いじめ」を認知しています。昨年度未報告の事案を含め、本日は全部で 10 件の「いじめ」事案について、後ほど報告をさせていただきます。</p> <p>最後に不登校についてです。</p> <p>平成 28 年度は、小学校は 5 人、中学校 14 人でした。前年度と比較すると、小学校は 2 人、中学校は 1 人減少しました。減少の理由として対象児童生徒の卒業ということもありますが、中学校で生徒 2 人が学校復帰しています。</p> <p>本年度現時点で、不登校児童生徒数は、小学校 1 人、中学校は 6 人です。全員昨年度から継続している児童生徒であることから、一度不登校になるとなかなか学校復帰が難しい状況があります。</p> <p>以上、平成 28 年度の「いじめ」問題等の状況について報告しました。</p>
委員長	<p>ただいまの報告内容についてなにかご質問等ございましたらお願いします。</p> <p>よろしいですか。それでは、次に（２）『STOP 9』の取組について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>『STOP 9』の取組について」報告いたします。</p> <p>携帯電話、スマートフォンは非常に便利なものであり、急速に家庭に普及いたしました。その利</p>

	<p>便性を否定するものではありませんが、一方で、いわゆる「ネットいじめ」というものも実際に事案として上がるようになり、家庭での長時間利用による生活習慣の乱れも、家庭での一般的な課題となったと考えられるようになりました。</p> <p>そこで昨年度、この会でも協議していただきました「ストップ9」の取組を始めております。資料として配っております啓発チラシを、学校を通じて小中学校の児童生徒とその保護者に配布しました。その際には、各学年の実態に応じた指導を行ってから配布するようお願いしております。</p> <p>また、この4月には、平成29年度の小中学校の新1年生とその保護者にも配布しております。</p> <p>学校では、このチラシも活用しながら、入学説明会、学級懇談会やPTA研修会など、様々な機会を通じて、保護者啓発や長期休業前の児童生徒の生活指導を行っています。</p> <p>平成28年度は安芸高田市においては、いわゆるネットを利用した「いじめ」は生起していませんが、今後もこの「ストップ9」の取組を通して、「携帯電話の問題から子どもを守ろう運動」を推進していきたいと考えています。</p>
委員長	ただいまの報告について何かございましたらお願いします。
委員	啓発の効果はありましたか。
事務局	そのチラシに安芸高田市の実態として「約10%が3時間以上使用している」とか、「55%が家庭でのルールがない」と掲載していますが、これは取組以前に実施したアンケート結果ですが、取組後、平成29年1月実施のアンケート調査では「家庭でのルールづくり」については改善をしています。また機会を見て資料提供をさせていただきたいと思えます。
委員長	その他よろしいでしょうか。 続きまして、(3)『「特別の教科 道徳」について』報告をお願いします。
事務局	<p>「資料3」をご覧ください。「特別の教科 道徳」について説明させていただきます。</p> <p>道徳の質的転換による「いじめ」の防止に向け、平成27年3月に小・中学校学習指導要領が一部改訂されました。その中で、道徳を「特別の教科」にすることが決められました。平成30年度が小学校で全面実施、平成31年度が中学校で全面実施になります。</p> <p>この背景にといたしましては、道徳の時間の学習では、これまでも「いじめ」に関する題材が数多く含まれていたのですが、やはり現実のいじめ問題にしっかり対応できていなかったことから、「いじめ」に関する内容を充実させ、「いじめ」に関する問題を自分自身のこととして、多面的・多角的に考えることができるように指導方法を改善させていくという目的で改訂されました。現在、全面実施に向けて「考え、議論する道徳」への転換を各学校で推進している状況でございます。</p>
委員長	ただ今の報告内容について、何かご質問がありましたらお願いします。 それでは無いようですので、(4)『「いじめの防止等のための基本的な指針」の改定について』をお願いします。
事務局	<p>(4)『「いじめの防止等のための基本的な指針の改定」について』と(5)『「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」について』を併せて報告させていただきたいと思えます。</p> <p>1点目が「いじめの防止等のための基本的な指針」の改定についてです。</p> <p>昨年度2回目の委員会におきまして、「いじめ問題対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」について報告をさせていただいた件の関連です。</p> <p>本いじめ問題対策委員会の設置根拠となる法律は、ご存知いただきますように「いじめ防止対策推進法」ですが、この法律の附則第2条に「いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」という規定があります。</p>

国においては、「いじめ防止対策推進法」が施行されて3年目にあたる昨年度、「法」の施行状況に関する議論がなされ、その結果を反映させるかたちで、お配りしている資料のとおり「いじめの防止等のための基本的な方針」が平成29年3月14日付けで改定されました。法律そのものは改正されていませんが、法律に基づく国レベルでの「いじめの防止等のための基本的な指針」が改定されたということです。

方針全体はかなりのページがありますので、またお時間が許す時に目を通していただければと思いますが、主要な改定内容について概略を説明いたします。

①「いじめ」やその「解消」の定義の解釈の明確化が図られた。

- ・けんかやふざけあいであっても「いじめ」に該当する場合がある。
- ・軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し良好な関係となったとしても「いじめ」に該当する。
- ・いじめが「解消」している状態とは、「いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月は止んでいること」その時点において「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」を本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

②学校教職員全体で組織的な対応を促進する。

- ・全ての教職員がいじめ防止対策推進法を理解していること。
- ・特定の教員で問題を抱え込まず組織として一貫的に対応すること。
- ・特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは法の規定に違反し得るということ。

③地域との連携を強化する。

- ・学校いじめ基本方針を学校ホームページへ掲載するなどして保護者や地域住民に周知する。
- ・いじめに係る状況及び対策を学校評議員等に情報提供するなどして地域との連携を促進する。

④情報モラル教育の充実を推進する。

- ・インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。学校の設置者及び学校は、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うとともに、ネット上の不適切なサイトや書き込み等を発見するためのネットパトロールなど、インターネット上のいじめに対処する体制を整備する。

⑤特に配慮が必要な児童生徒に対する適切な支援を行う。

- ・障害のある児童生徒、海外から帰国した児童生徒、性同一性障害や性的志向・性自認に係る児童生徒、震災により被災した児童生徒など、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援、必要な指導を行う。

この改定された国の方針を参酌し、県において、現在いじめ防止基本方針の改定を検討されているところです。本市といたしましては改定後の県の方針を受け、市の方針の改定を進めていきたいと考えております。しかしながら、基本になるのはこの国の方針でありますので、この方針に基づくいじめの防止等の取組、「いじめ」の早期発見・早期解消。一部の教職員だけではなく学校全体での組織的な対応の促進。地域・保護者、関係機関とのさらなる連携。などを今後進めてまいります。

続きまして、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」についてです。このガイドラインにつきましても、先ほどの「指針の改定」の関連です。「議論の取りまとめ」の「重大事態の対応について」の項目において「重大事態の被害者及びその保護者の意向が全く反映されないまま調査が進められたり、調査結果が適切に被害者及びその保護者に提供されないケースがある」という現状・

	<p>課題に対してガイドラインの作成が提言されています。このことを受け、平成 29 年 3 月に文部科学省からガイドラインが示されました。</p> <p>改めて申し上げますと重大事態は、いじめ防止対策推進法第 28 条に定義をされております。「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合があると認める時、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時」と規定されているわけですが、この重大事態の調査にあたり、ガイドライン表紙裏面の目次にございますように、「第 1 学校の設置者及び学校の基本的姿勢」から「第 10 地方公共団体の長等による再調査」まで細かく示されています。</p> <p>とりわけ「重大事態の被害者及びその保護者の意向を可能な限り反映したかたちでの調査あるいは調査結果の公表」というものが求められているのだと思います。また、7 ページをご覧いただきたいと思いますが、前段のところで「被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等」の項目に『「いじめはなかった』などと断定的に説明してはならないこと。』とあります。「いじめ」の認知にあたっては、事案の軽重にかかわらず、細かに認知をし、早期解消に努める姿勢が必要なのだと考えております。重大事態はその延長線上にあるもので、突然に生起するものではありません。引き続き「いじめ」の早い段階での認知、早期解消のための学校の組織的な対応を学校とともに取り組んでまいります。</p>
委員長	<p>(4) と (5) 併せての報告でしたが、ただ今の内容につきまして、何かご質問等ありますでしょうか。</p> <p>それでは、続きまして日程第 3 「協議」に移ります。(1) 「平成 29 年 3 月以降のいじめ事案について」は小中学校で生起したいじめ事案の具体的な内容について協議する必要があります。従いまして秘密会としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
委員	異議なし。
委員長	異議なしと認め、日程第 3 は秘密会とします。
《秘密会のため「日程第 3」の会議録は省略》	
委員長	それでは、日程第 4 「その他」に移ります。委員の皆様、事務局の方、何かございますか。
事務局	<p>事務局の方から 3 点ほどお願いします。</p> <p>まず、「守秘義務の徹底」についてくれぐれもよろしくお願いいたします。なお、取扱注意の資料につきましては、お帰りの際に回収をさせていただきます。</p> <p>2 点目です。今年度のこの会の予定ですが、年 3 回を予定しております。2 回目以降は 11 月と 2 月に予定しておりますが、内容や件数により、昨年度のように年 2 回に調整させていただく場合があります。</p> <p>最後に日程第 3 の「協議」の内容は秘密会ではありますが、皆様からいただいたご助言、ご指摘等は教育委員会で真摯に受け止めさせていただきますし、学校にも返していきたいと考えております。ご了解ください。</p>
委員長	それでは、以上をもちまして本日の日程をすべて終了致します。熱心なご協議いただきありがとうございました。
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、閉会にあたり副委員長にご挨拶をいただきます。</p>
<p>○副委員長あいさつ</p> <p>本日は熱心にご協議いただきましてありがとうございました。</p>	

前回の委員会は2月であったと思いますが、それ以降の事案について10件という報告を受けました。その中には重い事案もありましたが、やはり学校だけで解決を図るということは難しいと、今日皆様のご意見をお聞きしながら改めて感じたところです。

学校は当然子供の教育にあたる場所ですが、やはり家庭教育が機能を果たしてこそ、学校の教育ができるということを強く思います。

また、「いじめ」は確かに学校現場で起きますのですが、「地域の子供たちは、地域で育てていく」という風土が大切で、このことに皆でしっかり取り組む必要があるということも改めて感じたところです。

全国的には「いじめ」による重大事態が絶えないところでございます。今後とも委員の皆様の協力を得ながら子供たちの未来に向けて、微力ですが努めていきたいと思っております。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。